

ちゃんとチェック!

秋田県最低賃金

すべての産業に適用されます
働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

令和8年
3月31日^{から}
時間額

1,031円

前年比

80円

UP



たしかめたんは、労働基準局が所掌する施策の広報を行う「かめ(亀)」のキャラクターです。

特定最低賃金 (25年10月改定日本標準産業分類)	最低賃金額 (時間額)	適用する使用者	適用除外労働者 この欄に掲げる労働者は、上記の秋田県最低賃金が適用になります
非鉄金属製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)	1,091円 7.12.25 発効	次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 左端欄の産業 (2) 左端欄の各産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左端欄の各産業に分類されるものに限る。)	(1) 各産業共通 ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 (2) 電子部品・デバイス等製造業のみ ・電気部品の組立て又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業 (光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ、電気音響機械器具製造業を除く)	1,032円 8.3.31 発効		
自動車・同附属品製造業	1,060円 8.3.31 発効		
自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	1,032円 8.3.31 発効		

最低賃金未満の労働契約は無効です。

なお、次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (3) 1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (4) 時間外、休日及び深夜労働に対する賃金

詳しくは、秋田労働局賃金室又は労働基準監督署にお問い合わせください。



秋田労働基準監督署 (TEL018 - 865 - 3671)
大館労働基準監督署 (TEL0186 - 42 - 4033)
大曲労働基準監督署 (TEL0187 - 63 - 5151)

能代労働基準監督署 (TEL0185 - 52 - 6151)
横手労働基準監督署 (TEL0182 - 32 - 3111)
本荘労働基準監督署 (TEL0184 - 22 - 4124)

秋田労働局労働基準部賃金室 TEL 018-883-4266

秋田労働局ホームページ

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/>



ちゃんとチェック！秋田県の最低賃金

「最低賃金制度」は、働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定最低賃金」があります。最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

適用される対象者は？

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

確認の方法は？

確認したい賃金※を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

(1) 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

(2) 日給の場合

日給 $\div$ 1 日平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

(3) 月給の場合

月給 $\div$ 1 か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

(4) 左記(1)、(2)、(3)の組み合わせの場合

例えば、基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合には、それぞれ上記(1)、(3)の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。



※ 最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

中小企業事業者の皆さん！

WEBで確認！

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
秋田労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



秋田労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

業務改善
助成金

最大600万円を助成

